

第15回

夜間・休日救急医療を適正に利用しましょう

「深夜に子供が急に熱を出した」「休日に運動してけがをした」…。こんな時は「夜間救急室」や「休日在宅当番医」で診療が受けられます。皆さんが安心して受診できるよう、適正利用にご協力ください。

夜間救急室・休日在宅当番医とは

- 緊急を要する患者に応急の初期診療を行うため夜間・休日には夜間救急室や休日在宅当番医が診療を行っています
- 翌日以降にかかりつけ医を受診することを前提に診療しています

【夜間救急室 診療案内】

〈診療時間〉 毎日 / 20:00 ~ 翌日7:00
 ※土曜日(年末年始と祝日を除く)は、14:00 ~ 18:00まで診療します
 〈場所〉 浜松市医師会館1階(中区伝馬町311-2)
 〈電話〉 夜間救急室(☎455-0099)
 ※夜間救急室では、受診を迷ったときの電話相談を受け付けています(19:30 ~ 翌日7:00)

【休日在宅当番医】

当日の新聞(静岡・中日)のほか、市ホームページで確認ができます。 **市HP**▶休日在宅当番医



緊急を要する患者さんのための救急医療

「日中は仕事があるから」「休日の方が空いてそうだったから」など緊急性のない患者さんの受診は、緊急を要する患者さんの治療に支障を来します。体調が悪い時には、かかりつけ医で早めに診てもらいましょう。

年末年始は混み合います!

多くの診療所が長期休診となることやインフルエンザなどの流行により夜間救急室や休日在宅当番医を受診する人が多くなります。診療所が混雑し、駐車場が満車になる場合があります。近隣の迷惑にならないようご配慮ください。



平日昼間に体調が悪くなった時は、かかりつけ医に早めに診てもらおうのじゃ!

市HP▶休日や夜間の医療

問合せ: 健康医療課 (☎ 453-6178)



あなたの子育てを応援します!

子育て応援コラム

一時預かり(一時保育)

■ どんなときに利用できるの?

仕事・出産・病気・育児に伴う負担の解消などの理由で子供を一時的に預けることが必要になった場合に利用できます。認定こども園・保育所・地域型保育事業の市内148施設で行っています。

■ 預かってくれる施設はどうやって探すの?

子育て情報サイト「ぴっぴ」では、一時預かりを行っている施設とその空き状況を掲載しています。10月からは検索機能が追加され、子供の年齢、保育所などの所在地(区)、利用したい日付、園名など条件を絞って検索できるようになりました。

※全148施設のうち、一時預かり専任の保育士が在籍している68施設を掲載しています

※掲載内容は、調査時点のものであり、実際の状況とは異なる場合があります

空き状況の確認はこちらから



利用要件など詳細は子育て情報サイト「ぴっぴ」で確認できます。

HP▶ぴっぴ 一時預かり



さまざまな理由で子供を保育できない場合、一時的に子供を保育してくれるサービスがあります。今月は、認定こども園などの施設で行っている一時預かりについて紹介します。

■ 申し込み手続きは?

利用希望日の前日までに、各施設に電話などで申し込みをする必要があります。

ポイント

どの施設でも、定員に達しているなどの理由で受け入れができない場合があります。利用することが決まっている場合は、早めに連絡しておきましょう。

■ 利用できる子供の年齢・利用料金は?

年齢	0・1・2歳	3・4・5歳
利用料金(1日1人あたり)	2,000円	1,000円

<利用料免除(市民対象)>

- ・生活保護世帯の児童
- ・市町村民税非課税世帯の児童
- ・里親に養護されている児童

上記のいずれかに該当し、利用料の免除を受けたい場合は、利用する前に市への免除申請が必要です。

※年齢区分は子供を預ける年度の4月1日前日現在の年齢とします

問合せ: 幼児教育・保育課 (☎ 457-2826)